産前休業前に申出書を提出願います。

【共済クラウド対応】

産前産後休業掛金免除~~（変更）~~申出書

出産予定日の４２日前（掛金免除期間）の日（産前休暇取得期間内）を記載します。

出産予定日の翌日から５６日目（産後休暇取得期間内）を記載します。

組合員の氏名		○○　××　様			
所属機関	名　　称	△△市			
	所　在　地	△△市本町５丁目１－５			
産前産後休業期間		初　日	令和 ７ 年 ５月 ８日	末　日	令和 ７ 年 ８月１３日
		初　日	年　月　日	末（変更後）	令和　年　月　日
産前		出産予定日	令和 ７ 年 ６月１８日		
		出　産　日	令和　年　月　日		
単胎又は多胎の別		単　胎　・　多　胎			

上記のとおり、掛金の免除~~（免除変更）~~を申出します。

青森県市町村職員共済組合理事長　様

令和　　年　　月　　日

住　所

申出者

氏　名

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和　　年　　月　　日

職　名

所属機関の長

氏　名

【添付書類】

① 特別休暇の産前産後休業を取得していること及びその期間がわかるもの（特別休暇申請書の写し、休暇簿の写し等）

② 子の出産（予定）日及び出産（予定）人数がわかるもの（母子手帳の写し、妊娠証明書の写し等）

備考）・　派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」にあっては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。

・　産前産後休業期間とは、出産日（出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日）以前４２日（多胎妊娠の場合は９８日）から出産日の後５６日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。

・　掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。

【共済クラウド対応】

出産日が予定日より早くなった場合 ①

産前産後休業掛金免除（変更）申出書

組合員の氏名		○○　××　　組合員等記号			
所属機関	名　　称	△△市			
	所　在　地	△△市本町５丁目１－５			
産前産後休業期間	初　日	令和 ７ 年 ５月 ８日	末　日	令和 ７ 年 ８月１３日	
	初　日（変更後）	令和 ７ 年 ５月 １日	末　日（変更後）	令和 ７ 年 ８月 ６日	
産前産後休業に係る子の出産年月日		出産予定日	令和 ７ 年 ６月１８日		
		出　産　日	令和 ７ 年 ６月１１日		
単胎又は多胎の別		単　胎　・　多　胎			

産前休暇を４２日より長く取得している場合は、出産日の４２日前（掛金免除期間）の日（産前休暇取得期間内）を記載します。

出産日の翌日から５６日目（産後休暇取得期間内）を記載します。

上記のとおり、掛金の免除（免除変更）を申出します。

青森県市町村職員共済組合理事長　様

令和　　年　　月　　日

住　所

申出者

氏　名

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和　　年　　月　　日

職　名

所属機関の長

氏　名

【添付書類】

① 特別休暇の産前産後休業を取得していること及びその期間がわかるもの（特別休暇申請書の写し、休暇簿の写し等）

② 子の出産（予定）日及び出産（予定）人数がわかるもの（母子手帳の写し、妊娠証明書の写し等）

備考）・　派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」にあっては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。

・　産前産後休業期間とは、出産日（出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日）以前４２日（多胎妊娠の場合は９８日）から出産日の後５６日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。

・　掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。

【共済クラウド対応】

出産日が予定日より早くなった場合 ②

産前産後休業掛金免除（変更）申出書

産前休暇を４２日より長く取得している場合で、出産日と予定日の４２日前（掛金免除期間）の日（産前休暇取得期間内）の月が変更になるときは、遡って４月分の掛金等が免除となります。

組合員の氏名		○○　××			
所属機関	名　　称	△△市			
	所　在　地	△△市本町５丁目１－５			
産前産後休業期間	初　日	令和 ７ 年 ５月 ８日	末　日	令和 ７ 年 ８月１３日	
	初　日（変更後）	令和 ７ 年 ４月３０日	末　日（変更後）	令和 ７ 年 ８月 ５日	
産前産後休業に係る子の出産年月日		出産予定日	令和 ７ 年 ６月１８日		
		出　産　日	令和 ７ 年 ６月１０日		
単胎又は多胎の別		単　胎　・　多　胎			

上記のとおり、掛金の免除（免除変更）を申出します。

青森県市町村職員共済組合理事長　様

令和　　年　　月　　日

住　所

申出者

氏　名

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和　　年　　月　　日

職　名

所属機関の長

氏　名

【添付書類】

① 特別休暇の産前産後休業を取得していること及びその期間がわかるもの（特別休暇申請書の写し、休暇簿の写し等）

② 子の出産（予定）日及び出産（予定）人数がわかるもの（母子手帳の写し、妊娠証明書の写し等）

備考）・　派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」にあっては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。

・　産前産後休業期間とは、出産日（出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日）以前４２日（多胎妊娠の場合は９８日）から出産日の後５６日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。

・　掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。

【共済クラウド対応】

出産日が予定日より遅くなった場合

産前産後休業掛金免除（変更）申出書

組合員の氏名		○○　××		組合員等記号番号	9	9	9		-	9	9	9	9
所属機関	名　　称	△△市											
	所　在　地	△△市本町５丁目１－５											
産前産後休業期間	初　日	令和 ７ 年　５月　８日		日	令和 ７ 年　８月１３日								
	初　日（変更後）	令和 ７ 年　５月　８日		末　日（変更後）	令和 ７ 年　８月１５日								
産前産後休業に係る子の出産年月日		出産予定日	令和 ７ 年　６月１８日										
		出　産　日	令和 ７ 年　６月２０日										
単胎又は多胎の別		単　胎　・　多　胎											

産前休暇は取得済みのため、初日に変更はありませんので、同日を記載します。

上記のとおり、掛金の免除（免除変更）を申出します。

青森県市町村職員共済組合理事長　様

令和　　年　　月　　日

住　所

申出者

氏　名

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和　　年　　月　　日

職　名

所属機関の長

氏　名

【添付書類】

① 特別休暇の産前産後休業を取得していること及びその期間がわかるもの（特別休暇申請書の写し、休暇簿の写し等）

② 子の出産（予定）日及び出産（予定）人数がわかるもの（母子手帳の写し、妊娠証明書の写し等）

備考）・　派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」にあっては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。

・　産前産後休業期間とは、出産日（出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日）以前４２日（多胎妊娠の場合は９８日）から出産日の後５６日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。・　掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。

出産後に初めて申出書を提出する場合

【共済クラウド対応】

産前産後休業掛金免除~~（変更）~~申出書

組合員の氏名		○○　××			組合員等 記号番号	9	9	9		－	9	9	9	9
所属機関	名　　称	△△市												
	所　在　地	△△市本町５丁目１－５												
産前産後休業期間	初　日	令和 ７ 年 ６月１２日		末　日	令和 ７ 年 ８月 ６日									
	初　日 (変更後)	令和　　年　　月　　日		末　日 (変更後)	令和　　年　　月　　日									
産前産後休業に係る子の出産年月日		出産予定日	令和　　年　　月　　日											
		出　産　日	令和 ７ 年 ６月１１日											
単胎又は多胎の別		単　胎　・　多　胎												

上記のとおり、掛金の免除~~（免除変更）~~を申出します。

青森県市町村職員共済組合理事長　様

令和　　年　　月　　日

住　所

申出者

氏　名

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和　　年　　月　　日

職　名

所属機関の長

氏　名

【添付書類】

① 特別休暇の産前産後休業を取得していること及びその期間がわかるもの（特別休暇申請書の写し、休暇簿の写し等）

② 子の出産（予定）日及び出産（予定）人数がわかるもの（母子手帳の写し、妊娠証明書の写し等）

備考）・　派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」にあっては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。

・　産前産後休業期間とは、出産日（出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日）以前４２日（多胎妊娠の場合は９８日）から出産日の後５６日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。・　掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。